

令和8年9月24日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

建設産業常任委員会

委員長 小林 栄二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第45号議案 宗像市土地開発公社の解散について

第46号議案 権利の放棄について

この2議案は、宗像市土地開発公社を解散すること及び当該解散に伴い宗像市土地開発公社に対する貸付金の権利を放棄するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 宗像市土地開発公社の概要

- (1) 名称 宗像市土地開発公社
- (2) 根拠法令 公有地の拡大の推進に関する法律
- (3) 設立年月 昭和48年6月
- (4) 基本財産 500万円（出資団体：宗像市）
- (5) 業務内容 公共用地取得事業、土地造成事業

2 近年の土地の売却の状況

- (1) 平成28年10月 宗像市リサーチパーク造成事業にかかる売却が完了
- (2) 令和7年1月 平井一丁目（宗像・福岡線道路）用地を福岡県に売却

3 令和7年度決算の状況

- (1) 資産 5,968万5千円（現金・預金、出資金）
- (2) 負債 3億3,665万5千円（長期借入金）

4 放棄する権利

宗像市土地開発公社に対する貸付金 3億3,665万5千円

5 その他

- (1) 宗像市土地開発公社が保有する財産の売却が完了し、土地開発公社としての主要な事業が終了したことに伴い、宗像市土地開発公社を解散するもの。なお、宗像市土地開発公社の令和7年度決算が債務超過となったため、本市が有する貸付金債権を放棄することで、債務を整理する。
- (2) 負債が生じた理由は、宗像市リサーチパーク造成事業で造成した土地の売却に当たり、地価下落等の影響により、平成19年度、平成25年度、平成28年度に売却した一部区画で当初の想定を上回る損失が生じ、資金不足への対応が必要となったためである。これに伴い、平成25年度及び平成28年度に本市から3億3,665万5千円の借入れを行った。

- (3) 今後、福岡県知事の認可、解散登記、法人の清算手続を行い、本年度内の清算を目指す。
また、残余財産の約5,900万円は、清算後、法令に基づき本市に返還する。

[第45号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・日本赤十字九州国際看護大学の誘致など、宗像市土地開発公社が果たした役割を評価する。今後は、アセットマネジメントの観点から 既存施設の見直しや、民間事業者と一体となったまちづくりを行ってほしい。
- ・土地の価格が下がったにも関わらず、全ての土地を売却したことを評価する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第46号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第47号議案 宗像市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 道路法の一部改正により道路を占有できる施設が追加されたため、道路法施行令第7条第14号及び第15号に定める施設（自動車駐車場に設ける水素を供給する施設及び備蓄倉庫等）を占有物件として追加する。
- 2 本市の道路占有料は、国が示す基準を参考に設定している。今回の占有物件の追加に併せ、既存の占有物件に係る道路占有料も、現在の国の基準に合わせた額に変更する。
- 3 改定後の道路占有料は、令和9年4月1日から適用する。
- 4 今回の道路占有料の改定により、電柱、電線、ガス管などの埋設管の占有料単価が2割ほど上がったことに伴い、来年度の道路占有料収入も2割程度増えると推測している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第48号議案 市道路線の認定について

道路法の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

三郎丸63号線については、宅地開発に伴い整備された道路を市道路線として認定する。

須恵93号線及び須恵94号線については、現在、区画整理事業が行われている区域内において整備される道路を市道路線として認定する。区画整理完了後は、完成検査を実施した後、市で引き取りを行い、供用開始する予定である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第49号議案 市道路線の変更について

道路法の規定に基づき、市道路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

曲1032号線は、路線の終点部で開発行為が予定されていることから、終点を変更する。認定から外れた道路については、当該開発事業者への払下げ及び土地の交換を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第50号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

福岡広域都市計画地区計画（宮田地区地区計画）の決定に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 福岡広域都市計画地区計画である宮田地区地区計画が、宗像市都市計画審議会において議決されたため、都市計画決定を行うことに伴い、条例の一部を改正する。
- 2 宮田地区地区計画においては、地区を2つに区分して土地利用を誘導する。当該地区の北側は、認定こども園や診療所を中心に福祉機能や医療機能を誘導する医療・福祉施設地区とする。南側は、生活利便性を向上させる身近な店舗を誘導する日常生活利便施設地区とし、店舗の床面積は500平方メートル以下とする。
- 3 日常生活利便施設地区においては、コンビニエンスストアの立地が都市計画提案されている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。